

社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第27条の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 この規程に定める給与の種類は、給料及び諸手当とする。

第2章 給料

(給料)

第3条 職員には、正規の勤務時間による勤務に対する報酬として給料を支給する。

(給料表)

第4条 職員給料は、木津川市社会福祉協議会給料表「別表第1」による。

2号級は、職務に応じ、次のとおりとする。

(1) 事務局長	4級
(2) 事務局次長	3級
(3) 課長、ボランティアセンター長	2～3級
(4) 係長、主査、主任	2級
(5) 主事	1級

(初任給)

第5条 新たに採用した職員の給料は、初任給基準表「別表第2」を基準とし、その者の学歴、経歴、年齢、能力等を勘案して、会長がこれを定める。

(昇給の基準等)

第6条 職員の昇給は、4月1日に、同日前1年におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給とすることを基準として会長が定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、標準の勤務成績では昇給しないこととし、特に良好の場合には「1号級」、極めて良好の場合には「2号給」以上の昇給とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、会長が定める。

(給与の計算)

第7条 給与の計算は、1日から末日までとし、給料、扶養手当、住居手当、地域手当、管理職手当、資格手当、通勤手当については、その月の給与の支給日に、時間外勤務手当、休日勤務手当については、その月の分を翌月の給与の支給日に支給する。

2 前項の規定は、期末手当、勤勉手当については適用しない。

(給与の特例)

第8条 就業規則第16条に規定する職員には、月手当を支給し、給料、扶養手当、地域手当及び住宅手当は支給しない。

2 月手当の額は、一般職員との均衡を勘案して会長が定める。

(給与の支払方法等)

第9条 給与は、当月分を毎月20日に支給する。ただし、支給日が金融機関休業日に当たるときは、前営業日に繰り上げて支給する。

2 前項の規定にかかわらず、職員がその者またはその者の収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これに準ずる非常の場合の費用に充てるため、給与の支払いを請求した場合には、前項の支払日前においても速やかにその日までの給与を支給することができる。

3 給与は、所得税、社会保険料を控除し、その残額を職員の同意により、口座振替の方法により支払うこととする。ただし、職員の申出により通貨を持って直接支給することができる。

(休職者の給与)

第10条 休職を命ぜられた職員に対する給与は、次の各号により支給するもののほかは支給しない。

(1) 業務上負傷し、または疾病にかかり休職したときは、その期間中これに給与の全額を支給する。

(2) 就業規則第28条により休職したときは、普通疾病による場合の休職1年、結核性疾患の場合は2年に達するまでは、これに給料及び期末手当のそれぞれ100分の60を支給する。

(3) 前号以外の事由に該当して、就業規則第28条により休職したときは、前号に準じて会長が別に決定する。

(給与の減額)

第11条 職員が欠勤した場合は、その欠勤した1時間につき、諸手当支給細則第5条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

(給与を減額しないことの特例)

第12条 次の各項に掲げる時間は、給与を減額しないこととする。

(1) 結核により会長から要特別注意者として指定を受け1日の勤務時間を短縮された期間

(2) 就業規則第25条及び第26条の定める休暇で会長より承認を得た期間

第3章 手当

(諸手当)

第13条 第2条に定められた諸手当は、次のとおりとする。

(1) 扶養手当

(2) 通勤手当

- (3) 時間外勤務手当
- (4) 期末手当
- (5) 勤勉手当
- (6) 管理職手当
- (7) 住居手当
- (8) 地域手当
- (9) 休日勤務手当
- (10) 資格手当

2 前項に定められた諸手当の内容は、別に会長が定める。

(退職手当)

第14条 職員が退職した場合に支給される退職手当（死亡による退職にはその遺族）は、全国社会福祉団体職員退職手当積立基金約款の定めるところにより支給する。

第4章 旅費

(旅費)

第15条 職員が業務のため出張命令を受けて出張する場合は、木津川市社会福祉協議会役員等旅費規程に基づき支給する。

第5章 補則

(補則)

第16条 年金受給者を任用した者の給料月額は、第4条の規定にかかわらず、別に会長が定める。

第17条 職員が休日勤務した場合の取扱いは、代休日を与えて行うものとする。

附 則

この改正規程は、平成19年3月12日から施行する。

附 則（平成21年5月27日改正規程第7号）

この改正規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成25年1月1日から施行する。

（平成25年4月1日における号給の調整）

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正規程は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて給料を支給する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成28年5月20日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成30年12月10日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、平成31年3月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、令和元年12月20日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、令和4年12月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、令和5年12月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この改正規程は、令和6年12月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する

附 則

- 1 この改正規程は令和7年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

附 則

(施行期日)

この改正規程は、令和7年12月22日から施行し、令和7年4月1日から適用する。